平成２２年（フ）第１９４１６号
東京都足立区栗原２丁目７－３－505　小島方
債務者　櫻井　房子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４１９号
東京都目黒区中目黒４丁目15－５－201
債務者　中川　悠
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４２０号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根1509－３
債務者　藤森　玲子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４２１号
東京都北区赤羽西６丁目11－６
債務者　渡邊　佳子（旧姓為本）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４２２号
千葉県市川市原木４丁目１－３
債務者　後藤　依子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４２３号
千葉県成田市所1232－５
債務者　染谷　敦子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４２５号
神奈川県横浜市泉区中田東１丁目39－５　メゾンブランシェⅠ－104
債務者　舟山　博司
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４２６号
東京都渋谷区恵比寿１丁目18－16－801
債務者　松岡恵美子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４２７号
神奈川県横浜市青葉区奈良５丁目16－６　レックスハイムⅡ203
債務者　座親　真希（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４３４号
神奈川県川崎市多摩区登戸1571－３－201
債務者　朝比奈弘美
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４３５号
東京都東村山市本町３丁目９－41－306
債務者　山田　祥江
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４３６号
埼玉県さいたま市大宮区三橋１丁目751－１－301
債務者　小嶋　優子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４３８号
東京都世田谷区経堂２丁目31－８
債務者　久保田幸代
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４４３号
東京都杉並区和田１丁目39－18　第２和田荘
債務者　吉井　秀和
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４４４号
東京都杉並区上高井戸１丁目24－６－203
債務者　榊原　和代
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部